


山一産業株式会社

令和3年度 運輸安全マネジメント 対象期間(R3.4.1～R4.3.31)

当社では「安全を最優先とした企業運営を推進する」を経営理念とし、次の項目を中心に安全性向上に積極的に取り組んでまいります。



基本方針	安全マネジメントの的確な実施										
<p>(1) 全従業員に対して、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取り組み、絶えず安全性の向上を図る。</p> <p>(2) 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善(Plan Do Check Action)を確実に実施し安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。</p> <p>(3) 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する。</p>	<p>(1) 安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成・実行・評価・及び改善の一連の過程を円滑に進める。</p> <p>(2) 安全マネジメント実施するに当たり、相互に密接に関連する他の事業者と緊密に協力して安全性の向上に努める。(取引会社との事故防止安全会議に積極的に参加)</p> <p>(3) 安全マネジメントを経営トップからのトップダウンにより全従業員一丸となり実施し、最も重要である『輸送の安全の確保』が社会に貢献できることであると認識し実践する。</p>										
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="118 777 712 840">目標(令和3年度)</th><th data-bbox="712 777 1478 840">前年度達成状況</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="118 840 712 903">(1) 重大事故件数0件</td><td data-bbox="712 840 1478 903">(令和2年度0件) ……自動車事故報告規則第2条に規定する事故</td></tr><tr><td data-bbox="118 903 712 966">(2) 追突事故・逆突事故件数0件</td><td data-bbox="712 903 1478 966">(令和2年度5件)</td></tr><tr><td data-bbox="118 966 712 1029">(3) フォークリフト乗車時の事故件数0件</td><td data-bbox="712 966 1478 1029">(令和2年度0件)</td></tr><tr><td data-bbox="118 1029 712 1144">(4) 点呼時のアルコール検出数0件</td><td data-bbox="712 1029 1478 1144">(令和2年度0件)</td></tr></tbody></table>	目標(令和3年度)	前年度達成状況	(1) 重大事故件数0件	(令和2年度0件) ……自動車事故報告規則第2条に規定する事故	(2) 追突事故・逆突事故件数0件	(令和2年度5件)	(3) フォークリフト乗車時の事故件数0件	(令和2年度0件)	(4) 点呼時のアルコール検出数0件	(令和2年度0件)	<p>事故発生時の改善策</p> <p>(1) 重大事故・災害の発生、人身事故の連続発生及び悪質交通違反の取り締まりなどを受けた場合は、速やかに原因を分析し改善方策を立て全社的に教育・研修を実施し再発の防止を図る。</p>
目標(令和3年度)	前年度達成状況										
(1) 重大事故件数0件	(令和2年度0件) ……自動車事故報告規則第2条に規定する事故										
(2) 追突事故・逆突事故件数0件	(令和2年度5件)										
(3) フォークリフト乗車時の事故件数0件	(令和2年度0件)										
(4) 点呼時のアルコール検出数0件	(令和2年度0件)										
<p>自動車事故報告規則第2条に規定する事故(令和2年度)</p> <p>該当なし</p>	<p>情報公開等</p> <p>(1) 毎年3月末決算後100日以内に、次の事項を掲示する。</p> <ul style="list-style-type: none">・輸送の安全に関する基本的な方針・輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況・自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(前年度の総件数及び事故類型別の事故件数) <p>(2) 輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合は、その内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を遅滞なく掲示する。</p> <ul style="list-style-type: none">・輸送の安全確保命令・事業改善命令・自動車その他の輸送施設の使用停止処分・事業停止処分										
<p>目標達成のための計画(令和3年度)</p> <p>(1) 自社独自でセイフティドライブチャレンジ100運動を開催し、全従業員の士気向上に努める。</p> <p>(2) 事業用自動車事故防止コンクールに参加し、全従業員の士気向上に努める。(主催:トラ協 指導:県警・支局)</p> <p>(3) 運転者台帳を確実に作成(補正)し、運転者の安全管理に活用する。</p> <p>(4) 特定の運転者に対して、適性診断を受診させる。(初任・適齢・特定Ⅱ)</p> <p>(5) 年1回、全運転者の「運転記録証明書」を取り寄せて、個別指導に活用する。</p> <p>(6) 輸送の安全に関する事故防止会議を開催する。(1～2ヶ月に1回)</p> <p>(7) 交通事故、災害などが発生した場合の報告連絡体制及び指揮命令系統を定め事故報告の迅速化を図る。</p> <p>(8) 輸送の安全推進に係る行事に参加する。(トラック協会主催の事故防止研修会など)</p> <p>(9) 管理者が各乗務員ごとに添乗指導を行う。(1人年1回)</p>	<p>令和3年4月1日</p> <p>山一産業株式会社</p> <p>代表取締役 山下 恭弘</p>  <p>実施事業所 : 本社営業所</p> 